

# 地域未来投資促進法について

## <内容>

- ① 地域未来投資促進法の概要
- ② 第2期静岡県基本計画の概要
- ③ 地域経済牽引事業計画作成のメリット

# ①地域未来投資促進法の概要

## 地域未来投資促進法の目的

地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を促進すること

## 基本計画と地域経済牽引事業計画の関係

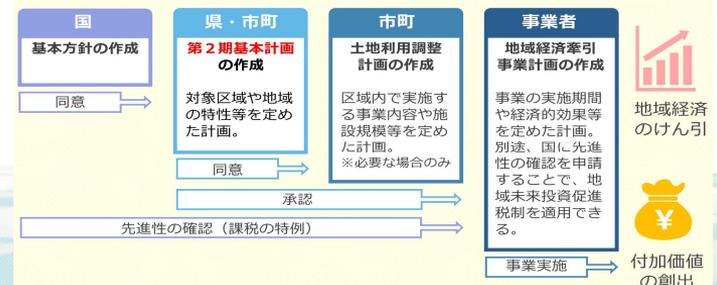
県・市町：対象となる区域、経済的効果に関する目標等を定めた『基本計画』を策定 ⇒ 国が同意  
事業者：『基本計画』に基づき、地域特性を活かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすことで、地域の経済活動を牽引する事業の計画『地域経済牽引事業計画』を作成 ⇒ 県知事（一部市長）が承認

## 地域経済牽引事業計画の要件

- (1) 地域の特性を生かすものであること  
ものづくりや観光など、県や市町が「基本計画」で定める地域の特性及び活用戦略に合致する事業であること
- (2) 高い付加価値を創出するものであること  
県・市町が「基本計画」で定める基準額以上の付加価値額を創出すること
- (3) 地域の事業者への経済的効果を有すること  
売上げ・地域取引額・雇用者数・給与総額といった県・市町が「基本計画」で定める基準を満たすこと

## 県内の基本計画

静岡県（県内全域）：第2期静岡県基本計画（R10年度末）  
静岡市（市内全域）：第2期静岡市地域基本計画（R10年度末）  
浜松市（市内全域）：第2期静岡県浜松市基本計画（R10年度末）  
牧之原市（市内全域）：牧之原市基本計画（R7年度末まで）  
焼津市（市内全域）：静岡県焼津市基本計画（R11年度末まで）



# ②第2期静岡県基本計画の概要

## 計画のポイント

医療健康関連、食品関連、光・電子技術関連、航空宇宙関連、C N F関連、次世代自動車関連等の産業集積を活用した成長ものづくり分野、お茶、みかん等の多彩なふじのくに農芸品を活用した農林水産分野、富士山、スポーツイベント等の観光資源を活用した観光・スポーツ分野などの多様な分野への地域企業の進出を支援し、持続的な産業成長を実現する。

## 計画期間

令和6年4月1日～  
令和11年3月31日

## 促進区域

県内35市町

## 重点促進区域

富士市、磐田市、焼津市、三島市（いずれも市内の一部地域）

## 経済的効果の目標

1件あたり1.32億円の付加価値を創出する地域経済牽引事業を60件創出し、これらの事業が促進区域で1.3倍の波及効果を与え、促進区域で103億円の付加価値を創出することを目指す。

## 地域経済牽引事業の承認要件

### 【要件1:地域の特性を活用する（①～⑥のいずれか）】

- ①県内の医療健康関連、食品関連、光・電子技術関連、航空宇宙関連、C N F関連、次世代自動車関連等の産業集積を活用した成長ものづくり分野
- ②県内のお茶、みかん等の多彩なふじのくに農芸品を活用した農林水産分野
- ③県内のI o T、A I、I C T技術等を活用したデジタル分野
- ④県内の富士山、スポーツイベント等の観光資源を活用した観光・スポーツ分野
- ⑤県内の太陽光、温泉等の自然環境を活用した環境・エネルギー分野
- ⑥県内の富士山、お茶、伊豆地域の温泉等の観光資源を活用したヘルスケア産業分野

### 【要件2:高い付加価値を創出する】

- ・付加価値増加分：5,411万円超

### 【要件3:いずれかの経済的効果が見込まれる】

- 売上げ：12%増加
- 雇用者数：3%増加
- 雇用者給与等支給額：12%増加

# ③地域経済牽引事業計画策定のメリット

## 地域未来投資促進税制

経済産業省HPより

- 地域経済牽引事業計画に従って建物・機械等の設備投資を行う場合に、法人税等の特別償却（最大50%）又は税額控除（最大6%）を受けることができます。
- 措置を受けるためには、都道府県による地域経済牽引事業計画の承認の上、国（主務大臣）による課税特例の確認に加えて、租税特別措置法等の規定に適合する必要があります。建物・機械等を貸付けの用に供する場合や中古の建物・機械等の取得は、対象とはなりません。

【適用期限：令和9年度末まで】

税制適用の主な注意点（詳細は「[税制支援](#)」ページおよび[国税庁HP](#)）

1. 対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制の対象となる金額は80億円が限度となる。
2. 税額控除は、その事業年度の法人税額等の20%相当額が限度となる。
3. 対象資産を貸付けの用に供する場合や中古の対象資産の取得は、本税制措置の対象とならない。
4. 地域経済牽引事業計画の承認後であっても、主務大臣の確認前に対象設備を取得等した場合には、本税制措置の対象とならない。

|                            |   | 機械装置・器具備品 |      | 建物・附属設備・構築物 |      |
|----------------------------|---|-----------|------|-------------|------|
|                            |   | 特別償却      | 税額控除 | 特別償却        | 税額控除 |
| <b>上乗せ<br/>類型B</b>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 産業競争力強化法に定める特定中堅企業であって、経営力の確認を受けていること</li> <li>○ パートナーシップ構築宣言の登録を受けていること</li> <li>○ 設備投資額が10億円以上</li> <li>○ 上乗せ類型A①②の要件を両方満たし、労働生産性の伸び率と投資収益率が5%以上</li> </ul>  | 50%       | 6%   |             |      |
| <b>上乗せ<br/>類型A<br/>①②③</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上</li> <li>② 直近2事業年度の平均付加価値額が50億円以上で、3億円以上の付加価値額を創出すること</li> <li>③ 【地域経済の成長と発展に資する業種】に該当する事業であって、設備投資額が10億円以上であること</li> </ul> 上記①～③のいずれかを満たし、労働生産性の伸び率と投資収益率が5%以上であって、1億円以上の付加価値額を創出すること（※）<br>（ただし、未来法上の中小企業者は労働生産性の伸び率は4%以上とする） | 50%       | 5%   | 20%         | 2%   |
| <b>通常類型</b>                | （地域未来投資促進法に基づく承認地域経済牽引事業について） <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 設備投資額が1億円以上であって、総額が前年度減価償却費の25%以上であること（※）</li> <li>○ 事業に先進性があること（労働生産性の伸び率4%以上、または、投資収益率5%以上）等</li> </ul>  | 35%       | 4%   |             |      |

# ③地域経済牽引事業計画策定のメリット

(参考) 課税の特例の対象となり得る設備投資のタイミング

経済産業省HPより

